

松戸市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定の手続きに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う事業者の指定に関し必要な事項の指定その他の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定に基づき指定事業者の指定（同項に規定する指定事業者の指定をいう。以下同じ。）を受けようとする者は、松戸市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定申請書（第1号様式）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、指定の可否を決定し、松戸市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定（不指定）通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

3 指定事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

4 前3項の規定は、法第115条の45の6の更新について準用する。

(変更等の届出)

第3条 指定事業者（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）は、施行規則第140条の63の5第1項で定める事項に変更があったときは、変更事由が発生した日から10日以内に、松戸市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所変更届出書（第3号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、当該廃止・休止の日の1月前に、また、指定事業者が休止した当該指定に係る事業を再開したときは、再開した日から10日以内に、松戸市介護予防・日常生活支援総

合事業指定事業所廃止・休止・再開届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（情報の提供）

第4条 市長は、指定事業者の指定若しくは前条の届出の受理又は法第115条の45の9の規定による指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定等」という。）をしたときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次の各号に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 名称及び所在地並びに代表者の氏名
- (2) 指定等を行った者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) サービスの種類
- (4) 指定等をした年月日
- (5) 事業開始年月日
- (6) 運営規程
- (7) 介護保険事業所番号
- (8) その他市長が必要と認める事項

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。